

## 泉大津市とサンリット・シードリングス株式会社との包括連携に関する協定書

### (目的)

第1条 泉大津市（以下「甲」という。）とサンリット・シードリングス株式会社（以下「乙」という。）は、人類が生物多様性によって支えられているという共通認識のもと、相互の連携強化を図ることで、持続可能な人類と共存可能な自然環境の実現に向けた社会課題の解決に寄与する先駆的な取組を創出し、地域社会の発展を推進することを目的とする。

### (連携取組事項)

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 持続可能な自然環境の実現に関すること
- (2) 環境保全型農業の推進に関すること
- (3) 海洋環境の保全に関すること
- (4) 食による健康増進に関すること
- (5) 関係人口の創出に関すること
- (6) その他本協定の目的の実現にあたって必要な事項

2 甲と乙は、必要に応じ協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上決定する。

### (協定の見直し及び解除)

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除の申出があったときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

### (期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から相手方に対して書面により協定終了の申出を行わない限り、本協定は更に1年間更新し、以降も同様とする。

### (守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

### (疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年9月3日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号  
泉大津市  
市長

南出 賢一

乙 京都府京都市左京区吉田上阿達町17番地  
サンリット・シードリングス株式会社  
代表取締役

石川 奏太